

令和 7 年大船渡市大規模林野火災

住宅再建支援制度のあらまし



岩手県・大船渡市・住宅金融支援機構

もくじ

◎新築・購入のための支援

被災者住宅再建支援事業（県産材使用）	1
浄化槽設置整備事業	1
いわて木づかい住宅普及促進事業（県産材使用）	2
住みたい岩手の家づくり促進事業（省エネ、バリアフリー）	2
いわて ZEH+住宅等普及促進事業（断熱等性能等級 6・7）	3
がけ地近接等危険住宅移転事業（土砂災害特別警戒区域からの移転）	3
がけ崩れ危険住宅移転促進事業（土砂災害特別警戒区域からの全戸移転）	4

◎補修・修繕のための支援

被災住宅補修補助金（市）	5
令和 7 年度大船渡市住宅省エネリフォーム助成事業	5
木造住宅耐震診断・改修事業	6
住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金（既存住宅の省エネ化）	6

◎融資・貸付制度等

災害復興住宅融資	7
災害援護資金	8
母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	8
生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））	9

◎税の制度・特例など

固定資産税の特例	10
不動産取得税の軽減	10
新たな住宅取得等の住宅ローン控除の特例	11

◎その他

公費解体	12
被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援（自然災害による被災者の債権整理に関するガイドライン）	12

◎参考資料

生活再建支援金（基礎支援金・加算支援金）	13
義援金の配分	14

【新築・購入のための支援】

制度の名称	被災者住宅再建支援事業(県産材使用)						
制度の内容 補助の条件	林野火災により住宅を滅失した者が、10m ³ 以上の県産材を使用し、大船渡市内に事業所がある業者が施工する住宅の再建に対して、県産材の使用量に応じて補助する ※『いわて木づかい住宅普及促進事業』との併用可						
補助金の額	【県産材の使用量】 <table> <tr> <td>10m³以上 20m³未満</td><td>60万円</td></tr> <tr> <td>20m³以上 30m³未満</td><td>80万円</td></tr> <tr> <td>30m³以上</td><td>100万円</td></tr> </table>	10m ³ 以上 20m ³ 未満	60万円	20m ³ 以上 30m ³ 未満	80万円	30m ³ 以上	100万円
10m ³ 以上 20m ³ 未満	60万円						
20m ³ 以上 30m ³ 未満	80万円						
30m ³ 以上	100万円						
対象となる方	被災者（住宅が滅失した方）						
期 間	①申請受付期間 令和7年7月8日から概ね令和8年1月30日まで（予定） ②事業完了予定 令和8年3月31日（延長する見込み）						
問合せ先	大船渡市 都市整備部 住宅管理課 電話 0192-27-3111（内線 322）						

制度の名称	浄化槽設置整備事業										
制度の内容 補助の条件	専用住宅または店舗等併用住宅（延床面積の2分の1以上が住宅であるものに限る）に合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付するもの										
補助金の額	【上限額】 <table> <tr> <td>5人槽（延床面積 130m²以下）</td><td>39万円</td></tr> <tr> <td>7人槽（延床面積 130m²超）</td><td>47.4万円</td></tr> <tr> <td>10人槽（二世帯住宅など）</td><td>66万円</td></tr> <tr> <td>撤去費用</td><td>9万円</td></tr> <tr> <td>配管費用</td><td>30万円</td></tr> </table>	5人槽（延床面積 130m ² 以下）	39万円	7人槽（延床面積 130m ² 超）	47.4万円	10人槽（二世帯住宅など）	66万円	撤去費用	9万円	配管費用	30万円
5人槽（延床面積 130m ² 以下）	39万円										
7人槽（延床面積 130m ² 超）	47.4万円										
10人槽（二世帯住宅など）	66万円										
撤去費用	9万円										
配管費用	30万円										
対象となる方	公共下水道や漁業集落排水施設が整備されていない地域の人 被災者（住家滅失、全壊・解体） 枠あり（補助金は同額）										
期 間	①申請受付期間 令和7年12月上旬まで（予定） ②事業完了予定 令和8年3月10日まで										
問合せ先	大船渡市 上下水道部 下水道課 電話 0192-27-3111（内線 201）										

制度の名称	いわて木づかい住宅普及促進事業(県産材使用)
制度の内容 補助の条件	県産木材を使用した住宅の新築やリフォームへの支援
補助金の額	構造材等 10m ³ 以上 20m ³ 又は仕上材等 20m ³ 以上 30m ³ : 10 万円 構造材等 20m ³ 以上又は仕上材等 30m ³ 以上 : 15 万円 (一定の要件に該当する場合は最大 15 万円の加算あり)
対象となる方	自ら居住するため、住宅を新築又は購入する方 自ら居住するため、県内に所有する住宅をリフォームする方
期 間	令和 7 年度受付 予算が無くなるまで
問合せ先	申請手続 岩手県木材産業協同組合 電話 019-624-2141 補助制度 岩手県 農林水産部林業振興課 電話 019-629-5773

制度の名称	住みたい岩手の家づくり促進事業(省エネ、バリアフリー)
制度の内容 補助の条件	県産木材を使用した住宅の性能証明書(省エネ・バリアフリー)の取得に対する助成 (※「いわて木づかい住宅普及促進事業」への上乗せ補助)
補助金の額	新築(建設または戸建建売住宅の購入): 断熱等対策等級 6 に適合する性能証明書を取得 10 万円 高齢者等配慮等級 3 に適合する性能証明書を取得 10 万円
対象となる方	「いわて木づかい住宅普及促進事業」を利用する方
期 間	令和 7 年度受付 予算が無くなるまで
問合せ先	申請手続 岩手県木材産業協同組合 電話 019-624-2141 補助制度 岩手県 県土整備部建築住宅課 電話 019-629-5933

制度の名称	いわて ZEH+住宅等普及促進事業(断熱等性能等級 6・7)
制度の内容 補助の条件	内容 ZEH+(ゼッチ・プラス)(※1)住宅(断熱等性能等級 6・7 等)の建設するための取組への支援 条件 建設現場見学会等の実施、FIT・FIP(※2)認定取得不可等 ※1 ZEH:ゼロ・エネルギー・ハウスの略 ※2 いずれも再生可能エネルギーを用いて発電した電力を売却する制度
補助金の額	① 断熱等性能等級 6 等: 100 万円/戸(定額) ② 断熱等性能等級 7 等: 180 万円/戸(定額) ③ 太陽光発電設備: 上限 35 万円/戸(定額) ④ HEMS(ヘムス)(※3): 上限 6.6 万円/戸(補助率 2/3) (※3 HEMS:ホーム・エネルギー・マネジメント・システムの略) ※ ①+③+④または②+③+④が必須
対象となる方	新築戸建住宅の建築主等
期 間	令和 7 年度受付 令和 7 年 12 月 12 日まで
問合せ先	申請手続 (一財)岩手県建築住宅センター 確認評価局 電話 019-623-4420 補助制度 岩手県 県土整備部建築住宅課 電話 019-629-5933

制度の名称	がけ地近接等危険住宅移転事業 (土砂災害特別警戒区域からの移転)
制度の内容 補助の条件	内容 土砂災害特別警戒区域からの移転への支援 条件 新築する場所(移転先)が安全であることなど ※被災した場所から移転して住宅再建する方は、別冊「関係資料集」をご覧ください
補助金の額	除却等費(除却費、引越費用): 除却費:(公費解体する場合は対象外) 引越費用:限度額 97.5 万円/戸 建物助成費(借入金の利子に相当する額:年利 8.5%を限度) 限度額 建物 325 万円/戸 土地 96 万円/戸
対象となる方	土砂災害特別警戒区域から移転する方
期 間	令和 7 年度分申込 令和 7 年 7 月 31 日まで 令和 8 年度分申込 令和 7 年 10 月 31 日まで
問合せ先	大船渡市 都市整備部 住宅管理課 電話 0192-27-3111(内線 324)

制度の名称	がけ崩れ危険住宅移転促進事業 (土砂災害特別警戒区域からの全戸移転)
制度の内容 補助の条件	土砂災害特別警戒区域から全戸移転する場合の支援 (※「がけ地近接等危険住宅移転事業」への上乗せ補助)
補助金の額	既存住宅の除却費：最大 147 万円／戸 引越費用： 最大 175 万円／戸 住宅建設購入費： 最大 260 万円／戸
対象となる方	「がけ地近接等危険住宅移転事業」を利用する方
期 間	問合せ先へご確認ください
問合せ先	大船渡市 都市整備部 住宅管理課 電話 0192-27-3111 (内線 324) 岩手県 大船渡土木センター河川港湾課 電話 0192-27-9934

【補修のための支援】

制度の名称	被災住宅補修補助金
制度の内容 補助の条件	林野火災で被災し被害を受けた住宅の補修費用に対し、補助金を給付するもの
補助金の額	◆応急修理制度を利用した場合 補助対象経費の 1/2（上限 5 万円） ◆応急修理制度を利用しない場合 補助対象経費の 1/2（上限 15 万円）
対象となる方	半壊、準半壊又は一部損壊した住宅で、5 万円（税抜き）以上の補修工事を実施する住宅。
期 間	①申請受付期間 令和 7 年年 4 月 4 日から概ね令和 8 年 1 月 30 日まで ②完了予定 令和 8 年 3 月 31 日
問合せ先	大船渡市 都市整備部 住宅管理課 電話 0192-27-3111（内線 322）

制度の名称	令和7年度大船渡市住宅省エネリフォーム助成事業
制度の内容 補助の条件	市内施工業者による断熱向上工事が含まれるリフォーム工事を行う場合に、費用の一部を助成するもの（※他にも条件あり）
補助金の額	◆断熱向上工事＝対象工事費の 1/10 以内（上限額 5 万円） ◆断熱向上工事＋機能維持工事 ＝対象工事費の 1/10 以内（上限額 5 万円） ◆断熱向上工事(1)＋機能向上工事(2) ＝(1)対象工事費の 1/10 以内と(2)対象工事費の 2/10 以内（上限額 10 万円）
対象となる方	市内に建物を所有し、居住している人または居住する予定のある人で、市税を滞納していない人
期 間	① 申請受付期間 令和 7 年 4 月 7 日から令和 7 年 12 月 26 日まで ② 事業完了予定 令和 8 年 3 月 31 日
問合せ先	大船渡市 都市整備部 住宅管理課 電話 0192-27-3111（内線 322）

制度の名称	木造住宅耐震診断・改修支援事業
制度の内容 補助の条件	①耐震診断 耐震診断士を派遣し、耐震診断を行うもの。 ②耐震改修 耐震改修工事の工事費等の一部を補助するもの。 補助の条件 市内にある木造住宅で昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建て住宅であることなど。
補助金の額	①耐震診断 負担額 申込者 3,143 円（市 28,286 円） ②耐震改修 上限額 115 万円（補助率 4/5）
対象となる方	市内に対象住宅を所有する方で、市税を滞納していない方
期 間	①耐震診断 令和 7 年度の申請 令和 7 年 12 月 26 日まで ②耐震改修 令和 7 年度の申請 令和 7 年 9 月 30 日まで
問合せ先	大船渡市 都市整備部 住宅管理課 電話 0192-27-3111（内線 322）

制度の名称	住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金 （既存住宅の省エネ化）
制度の内容 補助の条件	内容 高い省エネルギー性能へ向上される改修工事費用への助成 条件 省エネ改修後に現行の耐震基準に適合する住宅など
補助金の額	省エネ診断費用： 上限 15 万円／戸（補助率 2/3） 計画策定費用及び改修工事費用等： 【ZEH水準】上限 70 万円／戸（補助率 8/10） 【省エネ基準】上限 30 万円／戸（補助率 4/10）
対象となる方	市内に建物を所有し、市税を滞納していない方
期 間	令和 7 年度受付 令和 8 年 1 月 30 日まで
問合せ先	大船渡市 都市整備部 住宅管理課 電話 0192-27-3111（内線 322）

【融資制度】

制度の名称	災害復興住宅融資
制度の内容	災害で住宅が被害を受け罹災証明書を交付されている方に対し、住宅の建設・購入・補修に充てる費用を融資するもの
融資の条件	【融資限度額】 土地を取得し建設 : 5,500 万円 土地を取得せず建設 : 4,500 万円 購入 : 5,500 万円 補修 : 2,500 万円 【融資金利】 全期間固定金利 【返済期間】 最長 35 年（80 歳までに完済）※ ※高齢者向け返済特例の場合は、申込人全員がお亡くなりになるときまで
対象となる方	資金使途に応じ、住宅の被害程度について、次の内容の『罹災証明書』が交付されている方 ◆建設・購入 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊 ◆補修 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊
期 間	原則、罹災日から 2 年間 ただし、大船渡市林野火災の場合は令和 10 年 3 月 31 日まで
問合せ先	住宅金融支援機構 お客様コールセンター （災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話無料） ※祝日及び年末年始を除き、電話相談は土曜日及び日曜日も実施 （受付時間 9:00～17:00）

制度の名称	災害援護資金
制度の内容 補助の条件	災害により住居等の損害を受けた方に対し、生活再建に必要な資金を融資するもの
融資額	【最大融資額】150～350万円 【貸付利率】年3%以内
対象となる方	被災者（全壊、解体、大規模半壊、中規模半壊、半壊）
期 間	令和7年12月26日まで（令和7年度のみ）
問合せ先	大船渡市 保健福祉部 地域福祉課 電話 0192-27-3111（内線139）

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金
制度の内容 補助の条件	災害により被害を受けた母子、父子、寡婦世帯に対し、住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を融資するもの
融資額	【最大融資額】200万円 【貸付利子】保証人あり：無利子、保証人なし：年1.0%
対象となる方	被災者（全壊、解体、大規模半壊、中規模半壊、半壊）
期 間	通年
問合せ先	大船渡市 こども家庭センター 電話 0192-47-5200 岩手県 大船渡保健福祉環境センター 電話 0192-27-9913

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付(福祉費(住宅補修費))
制度の内容 融資の条件	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を融資するもの
融資額	【最大融資額】 250 万円 (目安) 【貸付利率】 保証人あり:無利子、保証人なし : 年 1.5% ※ 融資を受けられない場合がありますので、詳細は問合せ先へご確認ください
対象となる方	被災者 (家屋滅失世帯を除く)
期 間	問合せ先へご確認ください
問合せ先	大船渡市社会福祉協議会 0192-27-0001

【税の制度・特例など】

制度の名称	固定資産税の特例
制度の内容	●固定資産税の減免等（詳しくは市税務課にお問合せください） 【適用済み（申請不要）】 ・家屋の損壊程度に応じた減免 【要申請】 ・修理や交換の必要な被害を受けた償却資産に関する減免等 ・半壊以上の家屋に代わるものとして取得又は改築した場合の軽減
特例の金額	軽減の特例あり
対象となる方	被災者
期 間	問合せ先へご確認ください
問合せ先	大船渡市 総務部 税務課 電話 0192-27-3111

制度の名称	不動産取得税の軽減
制度の内容	災害により被害を受けた不動産に係る不動産取得税の軽減がなされるもの
軽減される額	被害を受けた不動産の滅失又は損壊直前の価格に不動産取得税の税率を乗じた金額
対象となる方	県税の減免等については岩手県ホームページ(けんぜいねっと)からご確認ください https://www.pref.iwate.jp/kensei/zei/genmen/1011250.html
期 間	問合せ先へご確認ください
問合せ先	岩手県 大船渡地域振興センター 県税室 電話 0192-27-9912

制度の名称	新たな住宅取得等の住宅ローン控除の特例
制度の内容	住宅ローンを借り入れて住宅の新築や増改築等をした場合において、一定の要件を満たすときは、一定期間、所得税が減税されるもの
税額控除の額	問合せ先にご確認ください
対象となる方	住宅ローンを借り入れて住宅の新築等をした者 (被災者に限りません)
期 間	問合せ先へご確認ください
問合せ先	大船渡税務署 電話 0192-26-3481

【その他】

制度の名称	公費解体
制度の内容 補助の条件	所有者の希望に応じ、林野火災で被害を受けた家屋等の解体、撤去を市が行うもの
補助金の額	被災家屋（個人住宅、倉庫、土蔵、事務所、店舗、車庫）等の解体について、解体・撤去費用全額を市で負担
対象となる方	被災者（全壊、解体、大規模半壊、中規模半壊、半壊）
期 間	実施中（事業完了予定：令和7年12月末）
問合せ先	大船渡市 市民生活部 市民環境課 電話 0192-27-3111（内線124）

制度の名称	被災者(個人・個人事業主)の債務整理支援(自然災害による被災者の債権整理に関するガイドライン)
制度の内容	自然災害の影響により災害前に借入れた住宅ローン等が弁済不可となった場合などに、債務が免除・減免となるもの 破産手続きなどの法的手段によらず災害前の住宅ローン等の免除・減免が可能 個人信用情報として登録されずに債務整理が可能
対象となる方	被災者（林野火災前の住宅ローンの返済が完了していない方）
期 間	借入先金融機関へご確認ください
問合せ先	借入先金融機関

【参考資料】

制度の名称	生活再建支援金(基礎支援金・加算支援金)
制度の内容 補助の条件	災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を給付するもの。 ◆ 基礎支援金：住宅の被害程度に応じて給付 ◆ 加算支援金：住宅の再建方法に応じて給付 ※ 加算支援金は基礎支援金の受給が条件
補助金の額	下表のとおり
対象となる方	被災者（下表のとおり）
期 間	【申請期限】 基礎支援金：令和8年3月26日（発災から13か月後） 加算支援金：令和10年3月26日（発災から37か月後）
問合せ先	大船渡市 保健福祉部 地域福祉課 電話 0192-27-3111（内線185）

区 分		①基礎支援金	②加算支援金		合計額（①+②）
複数世帯 （世帯人数が 2人以上）	・全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
	・解体世帯		補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
	半壊世帯	20万円	—	—	20万円
単数世帯 （世帯人数が 1人）	・全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
	・解体世帯		補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円
	半壊世帯	15万円	—	—	15万円
	準半壊世帯	3.75万円	—	—	3.75万円
	一部損壊	2.25万円	—	—	2.25万円

制度の名称	義援金の配分(令和7年6月 30 日現在)
制度の内容 補助の条件	寄せられた義援金について、義援金配分委員会において配分基準額を決定し、被災者に配分します。 第3回まで配分済み。
補助金の額	下表のとおり
対象となる方	被災者（下表のとおり）
期 間	—
問合せ先	大船渡市 保健福祉部 地域福祉課 電話 0192-27-3111（内線 139）

区 分		第1回	第2回	第3回	合計
人的被害	死亡見舞金	250 万円	—	—	250 万円
住家被害	全壊	400 万円	800 万円	—	1,200 万円
	半壊	80 万円	160 万円	240 万円	480 万円
	準半壊	20 万円	40 万円	60 万円	120 万円
	一部損壊	12 万円	24 万円	36 万円	72 万円
二重被害世帯	全壊	100 万円	—	—	100 万円
	準半壊、一部損壊	50 万円	—	—	50 万円
全壊世帯に係る世帯員加算	全壊	1 人につき 30 万円	—	—	1 人につき 30 万円
再建加算※	全壊、公費解体世帯	—	300 万円	300 万円	600 万円
空家等被害※	空家（住宅）全壊	—	50 万円	—	50 万円
	空家（住宅）半壊	—	10 万円	—	10 万円
	空家（住宅）一部損壊	—	3 万円	—	3 万円
	作業所等 全壊	—	20 万円	—	20 万円

※再建加算は、再建方法が「建設・購入」の場合に支給

※再建加算は、「被災者生活再建支援金（加算支援金）」の支給後に支給

※空家等被害は、固定資産課税台帳に記載されている建物が対象